

教育委員会定例会日程

平成28年2月23日

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事録署名委員の決定
- 4 議事

日程第1

報告第4号

事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について

（教育総務課）

日程第2

報告第5号

事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）

について

（教育指導課）

日程第3

報告第6号

事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例

の一部を改正する条例）について

（教育指導課）

日程第4

報告第7号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例）について

（教育総務課）

日程第5

議案第3号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

（教育指導課）

日程第6

報告第2号

事務の臨時代理の報告（平成28年3月補正予算）について【非公開】

（教育総務課）

日程第 7

報告第 3 号

事務の臨時代理の報告（平成 2 8 年度予算）について【非公開】

（教育部・文化部・子ども青少年部）

日程第 8

議案第 2 号

校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】

（教育指導課）

5 その他

6 閉 会

報告第4号

事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年2月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、同条第1項に規定する再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた市の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。）若しくは議会の事務局の職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）又はこれらに類する者として規則で定めるものに対し、法第38条の2第1項に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(市長等への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて同条第2項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。）以外の事業の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、速やかに、規則で定めるところにより、市長に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 市立の学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員であった者に係る前項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「市長」とあるのは「小田原市教育委員会」とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

小田原市長 加藤 憲一

(理由)

地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

小田原市職員の退職管理に関する条例

[制定理由]

地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 再就職者による依頼等の規制（第2条関係）

地方公務員法に定めるもののほか、再就職者のうち、離職した日の5年前の日より前に部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた市の執行機関の組織又は議会の事務局の職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととする。

2 市長等への届出（第3条関係）

管理又は監督の地位にある職員の職として規則（県費負担教職員にあっては、教育委員会規則）で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、速やかに、市長（県費負担教職員にあっては、小田原市教育委員会）に届け出なければならないこととする。

[適 用]

平成28年4月1日

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 28 年 2 月 23 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
教育委員会	（略）		
	<u>小田原市就学支援委員会</u>	心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒に対する <u>適切な就学支援</u> に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	25人以内

改正前			
別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
教育委員会	（略）		
	<u>小田原市就学指導委員会</u>	心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒に対する <u>適正な就学指導</u> に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	25人以内

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 2 月22日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市就学指導委員会の名称を小田原市就学支援委員会に変更する等のため改正する。

[内 容]

3 附属機関の名称及び設置目的の変更（別表関係）

(1) 小田原市就学指導委員会の名称及び設置目的の変更

小田原市就学指導委員会の名称を小田原市就学支援委員会に変更するほか、その設置目的について所要の規定の整備を行うこととする。

[適 用]

平成28年4月1日

報告第6号

事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年2月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		
別表第3（第2条関係）		
区分		報酬日額
（略）		
小田原市就学支援委員会	委員	21,000円以内
（略）		
備考（略）		

改 正 前		
別表第3（第2条関係）		
区分		報酬日額
（略）		
小田原市就学指導委員会	委員	21,000円以内
（略）		
備考（略）		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 2 月 2 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市就学指導委員会の名称を小田原市就学支援委員会に変更するため改正する。

[内 容]

1 小田原市就学指導委員会の名称の変更（別表第3関係）

小田原市就学指導委員会の名称を小田原市就学支援委員会に変更することとする。

[適 用]

平成28年4月1日

報告第7号

事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年2月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合におい</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条の3 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合におい</p>

<p>ては<u>100分の142.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>ては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年小田原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定並びに前項の規定による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第5条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定並びに前項の規定による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第5条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と</p>

する。	する。
-----	-----

第4条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年小田原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 （略） （経過措置）</p> <p>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定並びに前項の規定による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第5条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の142.5</u>」と、「100分の165」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 （略） （経過措置）</p> <p>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定は適用せず、この条例による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条、第3条第1項、第5条第2項及び附則第3項の規定並びに前項の規定による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第5条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の165」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の

条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「改正後の平成27年改正条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例又は改正後の平成27年改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例附則第2項による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年小田原市条例第247号)の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例又は改正後の平成27年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正後の平成27年改正条例附則第2項による廃止前の小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月22日提出

小田原市長 加藤 憲 一

(理由)

国家公務員の給与制度に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため提案するものであります。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条～第4条関係）

区 分	現 行	平成27年度	平成28年度以降
6 月 期	100分の140		100分の142.5
12 月 期	100分の155	100分の160	100分の157.5

[適 用]

- 1 平成27年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
平成27年12月1日
- 2 平成28年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
平成28年4月1日

議案第 3 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第5条関係）

（略）

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
三の丸小学校	栄町一丁目1番～16番、17番7号～39号、18番6号～37号、19番 栄町二丁目1番～11番、12番1号～15号、46号、13番1号～27号、59号、60号 栄町三丁目1番、10番1号、2号、3号の一部、17号～37号、11番1号～15号、20号～26号、12番～14番、19番1号、2号、33号～41号 浜町一丁目2番～4番、9番19号～23号、10番1号～17号、20号～43号 浜町三丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目1番～5番 城山一丁目1番～6番51号、57号、58号の一部 城山二丁目1番7号～20号、27番66号～77号、29番 城山三丁目1番1号～20号、2番～6番、10番1号～9号、11番～31番 城山四丁目 十字（1,016番地を除く。） 板橋865番地
（略）	
足柄小学校	扇町一丁目15番7号～30号、扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目814番地～913番地、1,018番地 井細田（616番地を除く。） 多古（391番地～393番地を除く。） 久野77番地～79番地、81番地～83番地、85番地、86番地、138番地、139番地、148番地、153番地～161番地、164番地、165番地、169番地、184番地～196番地、198番地～212番地、247番地、248番地の一部、249番地～297番地、299番地～312番地、314番地～395番地、402番地～469番地、474番地～619番地、632番地、653番地、655番地～660番地、667番地～681番地、690

	番地～692番地、701番地～713番地、726番地、732番地、734番地～751番地、754番地～765番地、767番地～769番地、789番地、791番地～798番地、881番地～886番地、1,018番地～1,029番地、1,030番地の一部
芦子小学校	栄町三丁目8番15号 中町一丁目9番、12番～15番 城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番 城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番(1号～9号を除く。) 扇町一丁目1番～14番、15番1号～6号、31号～40号、16番～46番 緑 荻窪 谷津 池上 井細田616番地 久野1番地～76番地、80番地、84番地、87番地～137番地、140番地～147番地、149番地～152番地、162番地、163番地、166番地～168番地、170番地～183番地、197番地、213番地～246番地、 <u>248番地の一部</u> 、298番地、470番地～473番地、620番地～631番地、633番地～652番地、654番地、661番地～666番地、687番地～689番地、693番地～700番地、1,859番地～1,922番地
(略)	
富水小学校	扇町六丁目51番地～63番地、914番地～917番地、1,055番地～1,068番地 多古391番地～393番地 蓮正寺254番地の一部、255番地～294番地、295番地の2、315番地、317番地～340番地、750番地～758番地、760番地～776番地、799番地～807番地、829番地～1,054番地 飯田岡2番地の1、3番地～34番地、 <u>45番地の一部</u> 、46番地～72番地、78番地の2、78番地の16～18、79番地～83番地、97番地～111番地、133番地～660番地 堀之内317番地～327番地 柳新田42番地～ <u>47番地</u> 、50番地の3 小台1番地～59番地、352番地～358番地、 <u>370番地～379番地</u> 新屋26番地～39番地、44番地～143番地、206番地～212番地、 <u>263番地</u> ～280番地、282番地 府川 北ノ

	窪 清水新田1番地～126番地、134番地の2、135番地の2、135番地の6、136番地～301番地 穴部 穴部新田
(略)	
東富水小学校	蓮正寺1番地～253番地、254番地の一部、295番地の一部、296番地～314番地、316番地、341番地～749番地、759番地、777番地～798番地、808番地～828番地 中曽根 飯田岡1番地、2番地の2、35番地～44番地、45番地の一部、73番地～77番地、78番地の1、78番地の6～15、78番地の19、78番地の21～23、84番地～96番地、112番地～132番地 堀之内1番地～126番地、136番地～209番地、242番地～261番地、414番地～416番地、436番地～439番地、441番地～459番地 栢山1,044番地～1,076番地、1,135番地、1,136番地、1,140番地
前羽小学校	国府津四丁目1番1号 国府津五丁目7番、8番(1号を除く。)、9番～14番 前川246番地～1,579番地 羽根尾(425番地～427番地、430番地の1～3、553番地～589番地を除く。) 中村原114番地の1、142番地
下中小学校	羽根尾425番地～427番地、430番地の1～3、553番地～589番地 中村原(114番地の1、142番地を除く。) 上町 小船 山西 沼代 小竹 川匂 東ヶ丘
矢作小学校	下堀 矢作 鴨宮1番地、2番地、4番地の一部、5番地の一部、163番地の一部、234番地～238番地、253番地～265番地、287番地～302番地、307番地、308番地、311番地～665番地、666番地の1、666番地の11、667番地～905番地、1,016番地～1,040番地、1,056番地～1,061番地 上新田 中新田1番地～22番地、243番地～340番地、362番地～365番地 下新田147番地～153番地、162番地～174番地、180番地～233番地 飯泉60番地～498番地 成田45番地～48番地
	堀之内127番地～135番地、210番地～241番地、262番地～316番地、328番地～413番地、417番地

報徳小学校	<p>～ 4 3 5 番地、4 4 0 番地 柳新田 (4 2 番地～ 4 7 番地、5 0 番地の3を除く。) 小台 (1 番地～ 5 9 番地、3 5 2 番地～ 3 5 8 番地、3 7 0 番地～ 3 7 9 番地を除く。) 新屋 1 番地～ 2 5 番地、4 0 番地～ 4 3 番地、1 4 4 番地～ 2 0 5 番地、2 1 3 番地～ 2 4 8 番地 清水新田 1 2 7 番地～ 1 3 4 番地の1、1 3 5 番地の1、1 3 5 番地の4、1 3 5 番地の5 栢山 2 , 1 4 4 番地、2 , 1 4 5 番地、2 , 1 4 9 番地の2、2 , 1 5 0 番地～ 2 , 1 9 6 番地、2 , 2 8 9 番地、2 , 2 9 0 番地、2 , 2 9 5 番地～ 2 , 3 3 7 番地、2 , 8 9 4 番地～ 2 , 9 1 0 番地、2 , 9 5 2 番地～ 2 , 9 9 5 番地、3 , 0 1 7 番地～ 3 , 0 5 0 番地、3 , 0 5 2 番地、3 , 0 5 3 番地、3 , 0 7 2 番地～ 3 , 3 0 0 番地、3 , 3 0 8 番地の2～ 3 , 3 1 9 番地、3 , 3 3 9 番地～ 3 , 5 6 2 番地、3 , 5 8 3 番地～ 3 , 5 9 4 番地、3 , 9 5 1 番地～ 3 , 9 9 6 番地</p>
-------	--

(略)

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
城山中学校	<p>三の丸小学校の通学区域 新玉小学校の通学区域のうち栄町三丁目2番～7番、8番1号～14号、9番、10番3号の一部、4号～16号、15番～18番、19番3号～32号、20番～22番 芦子小学校の通学区域のうち城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番 城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番(1号～9号を除く。) 扇町一丁目1番～4番、5番1号、6番1号～9号 緑 荻窪392番地 谷津 片浦小学校の通学区域</p>

(略)

改正前

別表(第5条関係)

(略)

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
三の丸小学校	栄町一丁目1番～16番、17番7号～39号、18番6号～37号、19番 栄町二丁目1番～11番、12番1号～15号、46号、13番1号～27号、59号、60号 栄町三丁目1番、10番1号、2号、3号の一部、17号～37号、11番1号～15号、20号～26号、12番～14番、19番1号、2号、33号～39号 浜町一丁目2番～4番、9番19号～23号、10番1号～17号、20号～43号 浜町三丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目1番～5番 城山一丁目1番～6番51号、57号、58号の一部 城山二丁目1番7号～20号、27番66号～77号、29番 城山三丁目1番1号～20号、2番～6番、10番1号～9号、11番～31番 城山四丁目 十字(1,016番地を除く。) 板橋865番地
(略)	
足柄小学校	扇町一丁目15番7号～30号、扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 814番地～913番地、1,018番地 井細田(616番地を除く。) 多古(391番地～393番地を除く。) 久野77番地～79番地、81番地～83番地、85番地、86番地、138番地、139番地、148番地、153番地～161番地、164番地～196番地、198番地～212番地、247番地、249番地～297番地、299番地～312番地、314番地～395番地、402番地～469番地、474番地～619番地、632番地、653番地、655番地～660番地、667番地～681番地、690番地～692番地、701番地～713番地、726番地、732番地、734番地～751番地、754番地～765番地、767番地～769番地、789番地、791番地～798番地、881番地～886番地、1,018番地～1,029番地、1,030番地の一部
	栄町三丁目8番15号 中町一丁目9番、12番～14番、15番1号～4号、5号の一部、6号～15号、城山一丁目6番52

芦子小学校	<p>号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番 城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番(1号～9号を除く。) 扇町一丁目1番～14番、15番1号～6号、31号～40号、16番～46番 緑荻窪谷津 池上 井細田616番地 久野1番地～76番地、80番地、84番地、87番地～137番地、140番地～147番地、149番地～152番地、162番地、163番地、166番地～168番地、170番地～183番地、197番地、213番地～246番地、<u>248番地</u>、298番地、470番地～473番地、620番地～631番地、633番地～652番地、654番地、661番地～666番地、687番地～689番地、693番地～700番地、1,859番地～1,922番地</p>
(略)	
富水小学校	<p>扇町六丁目51番地～63番地、914番地～917番地、1,055番地～1,068番地 多古391番地～393番地 蓮正寺254番地の一部、255番地～294番地、295番地の2、315番地、317番地～340番地、750番地～758番地、760番地～776番地、799番地～807番地、829番地～1,054番地 飯田岡2番地の1、3番地～34番地、46番地～72番地、78番地の2、78番地の16～18、79番地～83番地、97番地～111番地、133番地～660番地 堀之内317番地～327番地 柳新田42番地～<u>48番地</u>、50番地の3 小台1番地～59番地、352番地～358番地 新屋26番地～39番地、44番地～143番地、206番地～212番地、<u>264番地</u>～280番地、282番地 府川 北ノ窪 清水新田1番地～126番地、134番地の2、135番地の2、135番地の6、136番地～301番地 穴部 穴部新田</p>
(略)	
	<p>蓮正寺1番地～253番地、254番地の一部、295番地の一部、296番地～314番地、316番地、341番地～749番地、759番地、777番地～798番地、808番地～</p>

東富水小学校	8 2 8 番地 中曽根 飯田岡 1 番地、2 番地の 2、3 5 番地～ <u>4 5 番地、7 0 番地の 1</u> 、7 3 番地～7 7 番地、7 8 番地の 1、 7 8 番地の 6～1 5、7 8 番地の 1 9、7 8 番地の 2 1～2 3、 8 4 番地～9 6 番地、1 1 2 番地～1 3 2 番地 堀之内 1 番地～ 1 2 6 番地、1 3 6 番地～2 0 9 番地、2 4 2 番地～2 6 1 番 地、4 1 4 番地～4 1 6 番地、4 3 6 番地～4 3 9 番地、4 4 1 番地～4 5 9 番地 栢山 1, 0 4 4 番地～1, 0 7 6 番地、 1, 1 3 5 番地、1, 1 3 6 番地、1, 1 4 0 番地
前羽小学校	国府津四丁目 1 番 1 号 国府津五丁目 7 番、8 番 (1 号を除 く。)、9 番～1 4 番 前川 2 4 6 番地～1, 5 7 9 番地 羽根 尾 (<u>4 2 5 番地、4 2 6 番地、4 3 0 番地の 3</u> 、5 5 3 番地～ 5 8 9 番地を除く。) 中村原 1 1 4 番地の 1、1 4 2 番地
下中小学校	羽根尾 4 2 5 番地、 <u>4 2 6 番地、4 3 0 番地の 3</u> 、5 5 3 番地～ 5 8 9 番地 中村原 (1 1 4 番地の 1、1 4 2 番地を除く。) 上町 小船 山西 沼代 小竹 川匂 東ヶ丘
矢作小学校	下堀 矢作 鴨宮 1 番地、2 番地、4 番地の一部、5 番地の一部、 1 6 3 番地の一部、2 3 4 番地～2 3 8 番地、2 5 3 番地～ 2 6 5 番地、2 8 7 番地～3 0 2 番地、3 0 7 番地、3 0 8 番地、 3 1 1 番地～6 6 5 番地、6 6 6 番地の 1、6 6 6 番地の 1 1、 6 6 7 番地～9 0 5 番地、1, 0 1 6 番地～1, 0 4 0 番地、 1, 0 5 6 番地～1, 0 6 1 番地 上新田 中新田 1 番地～2 2 番地、2 4 3 番地～3 4 0 番地、3 6 2 番地～3 6 5 番地 下新 田 1 4 7 番地～1 5 3 番地、1 6 2 番地～1 7 4 番地、1 8 0 番 地～2 3 3 番地 飯泉 6 0 番地～ <u>4 9 3 番地</u> 成田 4 5 番地～ 4 8 番地
報徳小学校	堀之内 1 2 7 番地～1 3 5 番地、2 1 0 番地～2 4 1 番地、 2 6 2 番地～3 1 6 番地、3 2 8 番地～4 1 3 番地、4 1 7 番地 ～4 3 5 番地、4 4 0 番地 柳新田 (4 2 番地～ <u>4 8 番地</u> 、5 0 番地の 3 を除く。) 小台 (1 番地～5 9 番地、3 5 2 番地～ 3 5 8 番地を除く。) 新屋 1 番地～2 5 番地、4 0 番地～4 3 番地、1 4 4 番地～2 0 5 番地、2 1 3 番地～2 4 8 番地 清水 新田 1 2 7 番地～1 3 4 番地の 1、1 3 5 番地の 1、1 3 5 番地 の 4、1 3 5 番地の 5 栢山 2, 1 4 4 番地、2, 1 4 5 番地、 2, 1 4 9 番地の 2、2, 1 5 0 番地～2, 1 9 6 番地、

	2, 289番地、2, 290番地、2, 295番地～2, 337番地、2, 894番地～2, 910番地、2, 952番地～2, 995番地、3, 017番地～3, 050番地、3, 052番地、3, 053番地、3, 072番地～3, 300番地、3, 308番地の2～3, 319番地、3, 339番地～3, 562番地、3, 583番地～3, 594番地、3, 951番地～3, 996番地
(略)	

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
城山中学校	三の丸小学校の通学区域 新玉小学校の通学区域のうち栄町三丁目2番～7番、8番1号～14号、9番、10番3号の一部、4号～16号、15番～18番、19番3号～32号、20番～22番 中町一丁目15番4号 芦子小学校の通学区域のうち城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番、城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番(1号～9号を除く。) 扇町一丁目1番～4番、5番1号、6番1号～9号 緑 荻窪392番地 谷津 片浦小学校の通学区域
(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

新たに生じた地番に通学区域を設定する等のため改正する。

[内 容]

富水小学校及び泉中学校の通学区域に新たに生じた地番を追加することとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。（別表関係）

[適 用]

公布の日

報告第 2 号

事務の臨時代理の報告（平成 28 年 3 月補正予算）について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 28 年 2 月 23 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

報告第3号

事務の臨時代理の報告（平成28年度予算）について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年2月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

議案第 2 号

校長及び教頭の人事異動の内申について

小田原市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 3 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄